

インフルエンザ予防接種の自己負担額が変わります

インフルエンザ予防接種料金の値上げに伴い、町が助成する接種料金について見直しを行いました。

《変更前負担限度額》 1,350 円 → 《一 律》 1,080 円 (町内で接種した場合)

▶ 助成対象と負担額 ◀

対象範囲	・満 65 歳以上（昭和 25 年 12 月 31 日以前に生まれ、接種時まで満 65 歳に達している方。 ・60 歳～64 歳で下記の「全額助成要件」②に該当する方
助成対象期間	平成 27 年 10 月～12 月までに接種したもの
接種場所	町内の医療機関
※町外で接種した場合、接種料金 3,400 円を超えた額が自己負担額（1,080 円）に加算されます。	

【こんなときは…】

入院または施設入所などの理由で、町外の医療機関で予防接種を行うときは、事前に役場での手続きが必要ですので、印鑑を持参して手続きをしてください。

▶ 全額助成要件 ◀ 次の要件①または②に該当する場合は、申請により接種料金が全額助成されます。

①対象となる方のうち、(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳の 1 級・2 級に該当する方 (3 級は一部該当)
- (2)介護保険法第 8 条第 24 項に定める介護保険施設に入所している方
- (3)じん臓機能障害、特定疾患等通院費の助成要件に該当している方
- (4)障害者自立支援法による自立支援医療を受けている方、または障害福祉サービス事業を行う施設に通所する方
- (5)生活保護世帯の方

② 60 歳～64 歳の方で、次の(1)～(4)の機能障害の身体障害者手帳 1 級に該当する方

- (1)心臓 (2)呼吸器 (3)じん臓 (4)ヒト免疫ウイルスによる免疫機能

▶ 医療機関での接種料金のお支払いと助成の申請 ◀

予防接種をした方は、接種後に医療機関から求められる料金を支払った後、下の助成区分表の「申請必要」に該当する方は役場での申請が必要となります。

助成区分

65 歳以上の方	町内の医療機関で接種した場合 自己負担額 (1,080 円) を支払う		町外の医療機関で接種した場合 全額を支払う	
	医療機関請求の支払い	全額助成対象者	医療機関請求の支払い	全額助成対象者
	↓	↓	↓	↓
	申請不要	申請必要	申請必要	
60 歳～64 歳 までの方	助成要件②に該当する方は、医療機関で全額を支払った後、役場で申請してください。			

申請方法 医療機関で料金を支払った後、次のものを持参し役場で申請してください。

※インフルエンザ予防接種助成金の申請は平成 28 年 3 月 31 日までに申請してください。

申請に必要なもの ①予防接種料金の領収書、印鑑、振込先口座がわかるもの

②全額助成対象者は身体障害者手帳など対象者であることを証明できるもの

申請先 健康福祉課健康推進グループ (追分庁舎)・住民生活課住民サービスグループ (早来庁舎)

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎2425